

企画教育委員会記録

1 日 時 令和9月16日(火)
午前10時00分 開会
午前11時09分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	越 智 克 範	副委員長	藤 田 誠 一
委員	加 藤 昌 延	委員	渡 辺 高 博
委員	井 谷 幸 恵	委員	高 塚 広 義
委員	大 條 雅 久	委員	仙 波 憲 一

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

副市長 赤 尾 祯 司

企画部

部長	加 地 和 弘	総括次長(総合政策課長)	松 原 広
財政課長	大 西 政 年		

総務部

部長	高 橋 聰	総括次長(総務課長)	藤 田 和 久
人事課長	森 元 宏 則	人事課主幹	高 田 真 由 美

教育委員会事務局

教育長	長 井 俊 朗	事務局長	竹 林 栄 一
総括次長(社会教育課長)	安 永 亮 浩	学校給食課長	青 野 実

6 委員外議員

議員 伊 藤 義 男

7 議会事務局職員出席者

次長(議事課長) 松 平 幸 人 議事課議事係長 村 上 佳 史

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

○ 開 会 午前10時00分

●越智委員長：<開会挨拶>

○赤尾副市長：<挨拶>

○総務部関係（総務部その他関係者）

◇議案第 57 号 新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○森元人事課長：<説明>

<質 疑>

●仙波委員：3歳未満の子を養育する職員も対象としているが、保育園では熱が出ると迎えに来るよう電話がかかってくる。これについては、職員がそれを理由に帰ることはできるのか。

○森元人事課長：今回については、仙波委員さんの言うようなことがあったときに、どのようなものが利用できるのかということを周知させていただくものであり、今の例で言うと、一つの方法として、子の看護等休暇などが利用できるということなどを先に周知しておくことになる。

●仙波委員：3歳未満としていることについてだが、例えば3歳から小学校に入る6歳までの3年間は、このようなことはしないのか。

○森元人事課長：議案第 57 号は、その例で言えば3歳以降6歳までの間に、このような制度があるということを周知させることをするもので、先ほどの例で言うと子の看護等休暇を利用するなどの育児支援制度を対象職員に伝えるものである。

●仙波委員：知らせるだけということだね。

<討 論> なし

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第 58 号 新居浜市職員の育児休業等に関する条例及び新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○森元人事課長：<説明>

<質 疑>

●井谷委員：単純な労務とはどのようなことか。

○森元人事課長：現在、単純な労務に雇用される職員とは、保育所の調理員などである。

●井谷委員：もう一つ、二つ、ほかに事例ははいのか。

○森元人事課長：会計年度任用職員になるが、ごみパトロール車の職員が対象になる。

●大條委員：今回、部分休業を第 1 号と第 2 号に分けて、条文が新しくなっているが、第 1 号部分休業と第 2 号部分休業の明瞭な違いは何か。

○森元人事課長：第 1 号部分休業については、現行の部分休業である。ただし、現行は始めと終わり、いわゆる 8 時 30 分の始業時間からもしくは 5 時 15 分の終業時間までで、2 時間以内となっているが、今回の改正では、就業時間の間で 2 時間を、1 年度ずっと取っていただく制度である。今回新たに設定された第 2 号部分休業については、第 1 号部分休業とは別の制度であり、10 日間、例えば正規職員であれば 1 日の勤務時間が 7 時間 45 分になるので、その 10 日間で、77 時間 30 分の時間の範囲内で無給の休業として別途与えられるものである。ただし、第 1 号と第 2 号は併用して利用することはできない。そのため、現行のように 1 年度間ずっとお休みされるのが、第 1 号部分休業になるのだが、それとは別に、例えば 1 日中お休みする、この日に限って 3 時間お休みするという形で、10 日間与えられるのが、第 2 号部分休業になる。

●高塚委員：第 2 号部分休業は、10 日間ということだが、この休みは、もともとある有給休暇の中に入

っているということか。

○森元人事課長：有給休暇とは別なもので、今回新たに制度が整備されるものである。

<討 論> なし

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前10時13分／再開 午前10時15分

○予算議案（企画部その他関係者）

◇議案第61号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

○大西財政課長：<説明>

○安永教育委員会事務局総括次長（社会教育課長）：<説明>

<質 疑>

●大條委員：市民応援あかがねポイント事業費について、9,500万円のうち1,000万円が業務委託料ということだが、アプリの変更にあたり、業務委託料の占める割合は変わったのか。

○松原企画部総括次長（総合政策課長）：昨年度のキャンペーン予算に比べると委託料が増額している。アプリを変更することにより、清算業務など、新アプリに移行される方、されない方に対するユーザーフォローもも発生すると見込んでおり、その事務費も計上している。

●大條委員：委託料の増額は、アプリの移行に関する一時的なものだけという理解でよいか。

○松原企画部総括次長（総合政策課長）：そのとおりである。

●大條委員：移行に関する業務費が増えているという中で、移行した意味合いはどこにあるのか。

○松原企画部総括次長（総合政策課長）：民間による自主運営になることで、新居浜市からの通年での運営に係る委託費は、今後支出がなくなる。そのような変化が出てくる。

<討 論>

●井谷委員：あかがねポイントについては、国からの物価高騰対策の交付金を使った事業になるが、これは地域内の経済の活性化ということであるが、使う人は使う、使わない人は使わない、チャージするお金がない、もっと多くの人に使ってもらえる施策をというような声を聴いているので、反対する。

<採 決> 賛成多数 原案可決

休憩 午前10時30分／再開 午前10時31分

○青原貢・陳小青関係

◇請願第6号 外国籍職員の任用制度の見直しと国籍要件の再設定について

<意見・討論>

●藤田副委員長：市役所の職員は、公の財産や市民の個人情報を管理するだけでなく、市民生活に密着した様々な職務を担っており、地域の問題を把握し、課題解決につなげる役割を担うことのできる人材を幅広く採用することが、市政の発展につながるものと考える。多文化共生社会の実現に向けて、市民の多様性を反映させながら、その幅広いニーズにこたえるため、より包括的な行政サービスを提供するという方向性に沿った外国籍人材の任用に関する新居浜市の取組は、今後も大切にしていくべきであると考えるので、不採択でお願いしたい。

●井谷委員：私も反対である。公務員を日本国籍者に限るという制度には私どもは反対をしている。住

民と接する多くの分野の公務員採用は、国籍を問わず、認めるべきだという立場である。国家権力の根幹を担う一部職員については、国籍の制限を認める余地があるというようなことで、反対する。

＜採 決＞ 賛成するものなく 不採択

◇請願第4号 学校給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書の提出方について

＜意見・討論＞

●大條委員：さきの議会でも継続審査をお願いし、その理由を述べさせてもらったが、すでに国としては、来年度から小学校においては、順次、全国的な無償化を進めようと準備を進めているので、国の動向を見定めた上で、検討すべきと思うため、継続審査を提案する。

＜採 決＞ 全会一致 継続審査

○ 閉 会 午前10時35分

企画教育委員会付託案件表

令和7年9月16日

○総務部関係 (総務部その他関係者)

議案第57号 新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 新居浜市職員の育児休業等に関する条例及び新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○予算議案 (企画部その他関係者)

議案第61号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算 (第3号)

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳入 全部	4・20~26
歳出 第2款 総務費 (第3項 戸籍住民基本台帳費を除く)	5・27・29
第10款 教育費	5・38・39
第3表 地方債補正 変更	7

○青原貢関係

請願第6号 外国籍職員の任用制度の見直しと国籍要件の再設定について
(継続審査分)

請願第4号 学校給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書の提出方について